



平成 30 年 12 月 11 日

各 位

会 社 名 株式会社 Minori ソリューションズ
代表者名 代表取締役社長 森下 祐治
(コード番号: 3822 東証第 1 部)
問合せ先 経営企画室長 湯木 伸朗
(TEL. 03-3345-0601)

「指名報酬委員会」の設置に関するお知らせ

当社は本日開催の取締役会において、取締役会の任意の諮問機関として「指名報酬委員会」を設置することを決議いたしましたので、下記の通りお知らせいたします。

記

1. 委員会設置の目的

取締役の指名報酬等に関する手続きの公正性・透明性・客観性を強化し、コーポレートガバナンスの充実を図るため、取締役会の任意の諮問機関として「指名報酬委員会」を設置することといたしました。

2. 委員会の役割

取締役会の諮問に応じて、次の事項について審議し、取締役会に対して答申を行います。

- (1) 取締役の選任・解任（株主総会決議事項）に関する事項
- (2) 代表取締役の選定・解職に関する事項
- (3) 役付取締役の選定・解職に関する事項
- (4) 取締役（監査等委員を除く。）の報酬等に関する事項
- (5) 取締役（監査等委員）の報酬限度額（株主総会決議事項）に関する事項
- (6) 後継者計画（育成を含む）に関する事項
- (7) その他経営上の重要事項で、取締役会が必要と認めた事項

3. 委員会の構成

指名報酬委員会は 3 名以上で構成し、その過半数は社外取締役といたします。指名報酬委員会の委員長は、取締役会の決議によって選定します。

以上